

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十七号

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十五条 （略）</p> <p>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</p> <p>第十六条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2  任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p>第十七条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>二 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第十八条 （略）</p>	<p>第十五条 （略）</p> <p>第十六条 （略）</p>

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間)</p> <p>第二条の五 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、人事委員会規則で定める期間とする。</p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一一三 (略)</p> <p>四一六 (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一一四 (略)</p> <p>五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>六一七 (略)</p>	<p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、人事委員会規則で定める期間とする。</p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一一三 (略)</p> <p>四 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>五七七 (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一一四 (略)</p> <p>五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>六一七 (略)</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年十月一日から施行する。